

三十六 特許法第五条第一項（実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条规定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）意匠法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二（若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十七 特許法第一百八条第三項、実用新案法第三十二条第三項、意匠法第四十三条第三項又は商標法第四十一条第二項（同法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条规定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）意匠法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二（若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十八 特許法第五条第一項（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条规定による期間（特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）意匠法第九条第五項若しくは商標法第八条第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五条の二（若しくは第十五条の三第一項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

三十九 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十 法第十五条第一項の規定による特許料等又は手数料の納付に関する申出その他の通商産業省令で定める手続

四十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第一百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）実用新案法第一条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の一、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二（若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

四十二 第一号から第三十八号まで、第四十号及び前号に掲げる手続（第四十号にあっては法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るもの、前号にあっては第四十号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るもの）を除く。）をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第一百三十三条の二第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）に記録されている事項の証明の請求

四十三 特許法第一百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項に規定する（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）に記録されている事項の証明の請求

四十四 特許法第一百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項に規定する（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条规定において準用する場合を含む。）に記録されている事項の証明の請求

四十五 特許法第二百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

四十六 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る入出力装置（特許庁の使用に係るもの）を除く。）を使用して行う閲覧の請求

四十七 法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求

第三条を次のように改める。